



第2次情報セキュリティ基本計画検討委員会
消費者団体・ヒアリング

「第2次情報セキュリティ基本計画」 策定にあたって

2008年2月21日

(社)日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント協会(NACS)
常任理事・消費者相談室長 唯根 妙子

資料
5



情報セキュリティ政策について

- 「情報セキュリティ」自体の認知度が低い
- 一般に国民が受けるイメージとしては、「国防」等が浮かび身近な印象は薄い。



現状認識と評価について

- 第1次セキュリティー基本計画の基本目標に「ITを安心して利用可能な環境」の構築とあるが、今現在が、安心して利用可能な環境にあるとは決して言えないのではないか。
- 不当請求の相談数をみても、それは明らかである。
- 便利なものがあふれているが、国民はリスクの部分を積極的には知らされていない。
- 「100%の安全はない」ということを明確に示していかないと、なんとなく安全に違いないという思い込みだけが働くのではないか。



第1次情報セキュリティ基本計画の枠組みについて

- 「個人」
単純な未成年・高齢者という年齢による分類だけではなく、ITそのものに対するレベル(知識、理解力、経験など)によって分けるべきではないか。



重要インフラにおけるセキュリティ対策について

- 情報システムによる一元管理化が進められているが、トラブル時の対応については入念な対策が必要
- 回復にあたっての迅速化と十分な情報提供
- バックアップ機能
- デジタル一辺倒になっているが、あえてアナログ機能も残しておく必要はないのか。



個人に対する情報セキュリティ対策について(1)

- 携帯電話やパソコンは、現在では高度な技術や知識を駆使せずとも簡単に使いこなせるため、身近なものになり、携帯電話端末の普及率や、パソコン利用者の急増になっている。
- だが、それと比例するかのごとく、トラブルも急増。



個人に対する情報セキュリティ対策について(2)

- 「ユビキタス社会」による、いつでも・どこでも・だれでも情報を引き出せるということは、自分の情報が「いつでも・どこでも・だれにでも」流出しているという認識が少ない。
- 利用する側のレベルに見合った情報提供・教育・リテラシーが、十分にされているとはいえない。
- 情報提供には、携帯ショップ等、地域に身近な場をもっと活用していくとよいのではないか。



個人に対する情報セキュリティ対策について(3)

- 一般的な対策を紹介しても、より具体的な説明や手助けがなければ、対応できない人も多くいることを忘れてはならない。
- 被害救済の現場では、手探り状態で対応している現状であり、専門の一元的な相談窓口、原因究明機関、紛争処理機関等が必要である。



最後に

- すべての分野に対して「情報セキュリティ」対策の強化は必要。
- 安全対策は、基本的にはITを提供する「企業の責務」として計られるべきではないか。
- しかし、利用する側、提供する側が共に、使い方によっては、過度の「監視社会」「管理社会」になってしまわないようにすることも大切である。